

岐阜市と岐阜大学との連携に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と国立大学法人岐阜大学（以下「乙」という。）は、更なる相互の発展のため、これまで以上に緊密な連携・協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、持続・発展的に連携を深めることにより、活力ある地域社会の形成・発展や未来を担う人材育成、更に市民等の教育・文化活動など地域貢献に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （1）健康、医療及び福祉の充実に関すること。
- （2）まちづくり、産業の活性化に関すること。
- （3）教育、文化及びスポーツの振興に関すること。
- （4）環境の保全に関すること。
- （5）人材育成に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な分野に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（相互交流）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を継続的に展開していくための機会を設けるものとする。

（協議事項）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上各自1通を保有する。

平成21年2月27日

甲 岐阜市
代表者 岐阜市長

乙 国立大学法人岐阜大学
代表者 学長

